

○浅麓環境施設組合財政状況の公表に関する条例

昭和41年3月4日

条例第8号

改正 昭和57年10月1日条例第1号

(この条例の目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による文書（以下「財政状況」という。）の作成及び公表に関しては、この条例の定めるところによる。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年5月1日、及び11月1日に行うものとする。

(公表の事項等)

第3条 前条の規程により、5月1日に公表する財政状況においては、10月1日から3月31日までの期間において次に掲げる事項を掲載し、かつ財政の動向についてその概要を明らかにするものとする。

(1) 収入支出の概況

(2) 財産、公債及び一時借入金の現在高

(3) その他組合長において必要と認める事項

2 前条の規定により11月1日に公表する財政状況においては、4月1日から9月31日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ前年度の決算の概況を明らかにするものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、浅麓環境施設組合公告式条例（昭和39年条例第1号）第2条の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。